

大阪市立依羅小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いに認め合い、未来に向かって、ともに伸びようとする子」の育成のために「依羅小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組
- ② 未然防止・早期発見・早期解決の取組
- ③ 家庭・地域との連携

なお、大阪市立依羅小学校「学校いじめ防止基本方針」は、令和5年4月に改正された「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」に則り、作成したものである。

3. いじめ未然防止についての取組

《基本方針》

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 教材を使って考えたり、意見交流をしたりして、道徳的価値について理解する。
- ② 言葉の大切さについて知り、正しい言葉づかいをすることによってあたたかい雰囲気を醸成できる集団を育てる。
- ③ 学級の問題を議題にして、よりよい学級集団を作ろうとする児童を育てる。一人一人を大切にし、お互いのことを認め合える集団作りを進める。
- ④ スマートフォンや携帯電話など、SNS の使い方を知り、ネットリテラシーを身につける。

(2) 自尊感情を高めるために

- ① 各学級の集団づくりにおいて、自分の思いを表現するとともに、友だちのよさに気づくようにし、協力することの大切さが理解できるようにする。係やクラブ・委員会活動などで役割分担をし、活発に活動することで、人の役に立つことの喜びや学級の一員であるという安心感を育てていく。
- ② 自己肯定の感情を育てるとともに、友だちのよいところを積極的に認め、相手を尊重する態度を育てるようにする。
- ③ たてわり班での活動を通して、高学年は、リーダーとしての自覚をもち、低学年は、みんなで活動する楽しさを味わうことができるようにする。自主的な活動を通して、達成感・成就感を児童が味わうことができるようにする。

(3) 授業改善について

- ① 「主体的・対話的な深い学び」の実現のために、学習規律を確立する。
- ② 児童が学びの実感を持てる授業を進めるために、基礎・基本に重点を置き、わかる・楽しい授業づくりをすすめる。
- ③ 授業研究などを通して、授業について意見を述べ合い、教員が相互に切磋琢磨し指導力の向上をめざす。

4. いじめの早期発見についての取組

《基本姿勢》

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学年をこえて情報交換を行いやすい教職員間の雰囲気大切に。全教職員で一人一人の児童を育てるというスタンスで関わり、教職員どうしが誰にでも相談できる雰囲気づくりに努める。児童を見守るなかで、ささいな変化に気づいたときには、担任や担当およびサポート委員会に知らせる。全教職員で児童の情報を共有し、指導にあたる。
- ② 気になる児童や事案については、時系列を追ってわかりやすく記録する。
- ③ 「いじめアンケート」を毎月行い、発見した問題を把握し、対応する。
- ④ 気になる児童については、関係機関とも連携し、保護者を含めてカウンセリングを勧めるなど、当該児童や保護者だけが悩みを抱え込むことのないようにする。

5. いじめの早期解決についての取組

《基本姿勢》

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応するとともに被害児童の即時救済を最優先とする。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。

指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見した時には、速やかに管理職・人権教育主担・生活指導部長に報告する。
- ② 被害児童の立場に立っていじめが深刻にならないよう保護する。加害児童には、いじめに発展した経緯を丁寧に聞き取り、自分の行動を十分振り返り、二度と友だちを傷つけることのないように指導する。
- ③ 丁寧な事実確認を行った上で、双方の家庭と連絡を取り、確認したことを伝える。児童にとって一番よい解決法を考え、家庭と連携して指導にあたる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内の組織

いじめ防止対策委員会

- ・構成メンバー・・・サポート委員会、生活指導部長、学年主任

※学校長が委員長。

(必要に応じて学級担任・養護教諭・特別支援教育担当・在日外国人教育担当など)

- ・活動内容・・・児童観察やアンケートの結果より分析・情報交換

(情報の共有化・教職員の連携)

- ・開催時期・・・月1回(職員会議終了後)と事案発生時

- ・状況に応じて、SCやSSW等の派遣を依頼し、対策委員に加えたうえで対応する。

(2) 年間計画(調査等)

【調査等】

- ・児童対象いじめに関わるアンケート調査 月1回
- ・タブレット端末の「心の天気」「相談申告機能」の活用
- ・学校アンケート(児童・保護者)(年に2回)
- ・児童意識調査(3年生以上の「小学校学力経年調査」を活用)

【研修会】

- ・校内人権教育研修会(年に2回)
- ・児童理解のための情報交換会(随時)

【実態把握】

- ・学年打ち合わせ 児童の様子報告・交流(週1回)
- ・企画会 児童の様子報告・交流(月1回)
- ・人権教育部会 児童の様子報告・交流(月1回)
- ・生活指導部会 児童の様子報告・交流(月1回) など

【取組】

- ・自尊感情を高める取組
- ・いじめ(いのち)について考える日 など

【教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査】

(1) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどを通して情報発信・啓発を行う。

(2) 取組内容の検証

- ・「運営に関する計画」で取組を評価し、改善していく。

7. 重大事態への対処

大阪市いじめ対策基本方針に基づき、対処する。

(参考)「重大事態」の意味

法第 28 条の定義する「重大事態」とは、次の (ア) 又は (イ) に掲げる場合である。ただし、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして報告・調査等に当たるものとする。

(ア) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。
- ・ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※いじめ発見後の流れ

